

競技銃所持の推薦資格認定規程

〔総則・趣旨〕

第1条 本規定は、競技者の能力を審査して、競技銃推薦に適合する資格を認定し、競技力の向上とバイアスロン発展に寄与することを目的とする。

第2条 わが国におけるバイアスロンに用いる競技銃を所持するための資格認定は、すべて本規定に準拠して実施する。

競技銃所持の資格認定は、一般社団法人日本バイアスロン連盟（以下「連盟」という）がこれを行う。

〔資格認定規定の運用〕

第3条 本規定の適正な運営を行う為に「中央資格認定委員会」を置き、競技銃所持の資格認定を行い、連盟の加盟団体よりの所持申請に対する最終審査および再確認を行う。

第4条 中央資格認定委員会の委員は、連盟の理事会において選任する。

委員会の構成は次のとおりとする。

委員長 1名

副委員長 2名以内

委員 若干名

2. 委員の任期は本連盟役員の任期と同一とする。ただし、再任を妨げない。

第5条 加盟団体は、加盟団体の資格認定業務遂行のため、それぞれの資格認定委員会を設けることができる。

2. その構成は、中央銃所持資格認定委員会に準ずる。

3. 加盟団体が設ける資格認定委員会およびその委員については、あらかじめ連盟に申請して承認を得なければならない。

第6条 各資格認定委員は、銃の取り扱いはもちろん、競技会の運営、競技力向上等に精通していなければならない。

〔資格の認定〕

第7条 資格認定競技会で基準に達したものは、その記録を認定する。その基準は以下のとおりとする。

1. 近代五種競技に使用する空気けん銃については、競技規則の近代五種得点により、水泳およびランニングの合計得点が1,300点以上とする。また射撃、本連盟が指定する、競技用空気けん銃を模したソフトエアガンを使用し、5mの距離で国際射撃連盟制定の公式エアピストル標的に対して20発の射撃により、黒点(直径59.5±0.5mm)内に10個以上命中できる技能を有する。

2. バイアスロンに使用する小口径銃、および大口徑銃については500mの距離を2分30秒以内の陸上、若しくは雪上の平地での走力とする。また射撃は、本連盟が指定する、ボルトアクション・ライフル銃を模したソフトエアガンを使用し、5mの距離で国際射撃連盟制定の公式エアピストル標的に対して20発の射撃により、黒点(直径59.5±0.5mm)内に10個以上の命中できる技能を有する。

3. 前1号及び2号について、過去2年以内に、本連盟またはその加盟団体が主催した大会、並びに国際的または全国的規模で開催された大会での公式記録が、割り算にて換算できる場合、その記録を適用できる。

〔資格認定委員会〕

第8条 資格認定委員会は、次の2種類とする。

1. 中央資格認定委員会（連盟本部に置く）

2. 加盟団体資格認定委員会

〔資格認定競技会〕

第9条 資格認定競技会は、競技会等を兼ねて開催することができる。

2. 加盟団体が行う資格認定競技会にあつては、競技会とは別に資格認定競技会を開催することができる。その場合、資格認定委員2名以上の立会いを要する。

ただし、資格認定委員の立会いに支障がある場合は、当該加盟団体の資格認定委員長が委嘱したものの2名以上をもってこれに代えることができる。

第10条 資格認定競技会を兼ねて開催する競技会は、次のとおりとする。

1. 連盟の主催する競技大会

- 1) 連盟の公式事業として年間事業計画表に記載された競技会。
- 2) 前記のほか、理事会により承認された競技会。

2. 加盟団体が行う資格認定競技会

- 1) 加盟団体が主催または主管する競技会
- 2) 加盟団体が主催または主管するブロックの競技会
- 3) 加盟団体が主催する資格認定競技会

第11条 他の競技団体が実施する資格認定と同等のものとの関係は、近代五種競技用に所持する空気けん銃、及びバイアスロンに使用するライフル銃の所持とは無関係とする。

[受験の手続き]

第12条 資格認定の受験希望者が所属する加盟団体から、開催される資格認定競技会に参加して、公式記録として認定された場合、資格が認定される。

第13条 受験希望者は、受験申請書<様式推認1-1>に指定事項を記入の上、受験料5,000円を添え、資格認定競技会開始前の指定日時までに提出するものとする。

納入された受験料は不合格等、事由の如何にかかわらず返却しない。

2. 第7条の第3号を適用する場合は、記録のみの摘要とし、受験手続きは行うものとする。

[認定証書]

第14条 連盟は、銃所持資格認定合格者について原簿に登録するとともに、認定書を授与する。

2. 証書の有効期限は発行日より2年間とする。
3. 加盟団体が処理した受験申請書は、手数料を添えて連盟に提出される。
4. 合格者は原簿に記載され、保管される。

[受験料]

第15条 加盟団体は加盟団体資格認定委員会において合格した者については、<様式推認1-2>により連盟へ登録申請を行う。

2. 連盟は、この申請に基づき、中央資格認定委員会の承認を得て、第14条に準じて処理を行う。
3. 加盟団体での会計は、独立した項目を設けて処理しなければならない。
4. 加盟団体の会計帳簿は、連盟の要求に応じて閲覧に供されるものとする。

[罰則]

第16条 資格認定委員会委員等が、資格認定競技会、受験等に関連して不正行為を行い、或いは、連盟の品位を汚し、名誉を毀損する等の行為があつたときは、中央資格認定委員会の答申を経て、理事会の決議をもってその役職、称号または資格の返上を命じ、または剥奪することができる。

第17条 前条に準じ、加盟団体より申請のあつた場合も、前条に準じて処理するものとする。

第18条 加盟団体に於いて資格認定の事務委託に関して不正行為があつた場合は、中央資格認定委員会の答申を経て、理事会の決議をもって事務委託の停止を行うことができる。

付則

1. 本規則は連盟が発足した日より施行する。